

認知症カフェ運営の手引き



©清須市

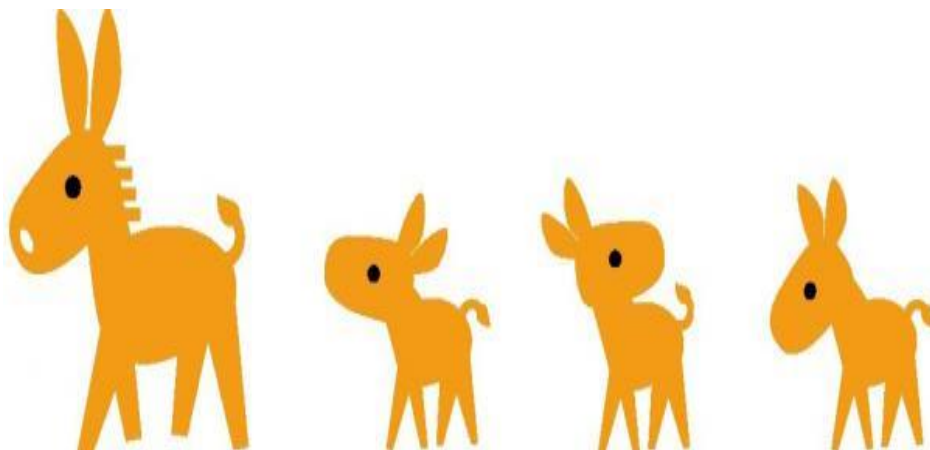
清須市

(令和8年7月版)

1. 認知症カフェとは

認知症カフェとは、認知症の人やその家族、地域住民、専門職、認知症に関心のある人など、誰でも気軽に参加できる場所のことです。認知症に理解のあるスタッフが居ますので、集まっておしゃべりしたり、日頃の悩みを相談したり、介護などの情報交換もできるよう、カフェ全体が認知症の人が過ごしやすい環境となっています。

また、認知症の初期段階から関わりをもつことにより、地域の人や専門職との親しい関係を構築し、途切れることのない連続したケアができる最初の拠点です。認知症カフェは、認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域をつくる要になっていく場所でもあります。



2. 認知症カフェの目的

「認知症になっても安心して暮らせる町」をカフェの中で作り出し、地域全体に波紋のように広がることを目指しています。

(1) 居場所づくり

認知症の人や家族が認知症カフェを訪れることで、社会や地域とつながり生きがいを感じるきっかけができます。また、日ごろの悩みや思いを語ることで、心の支えとなります。認知症カフェでの出来事は、心の支えになりお互いの信頼関係を強くするために、とても大切なことです。

(2) 仲間づくり

カフェを訪れ、話をする事で仲間ができます。分かり合える人がいることや専門職との出会いは支えとなり、安心を得られます。介護者も仲間づくりを行う場となります。

(3) 認知症への正しい知識の理解

認知症になっても、ほんの少しの思いやり、心配りで、皆が穏やかな気持ちで過ごせることを、認知症カフェを通して知ってもらうことも大きな目的です。それにより、認知症に対しての偏見をなくしていくことになります。

(4) 認知症の支援につなぐ

認知症の人とその家族への支援は、いかに支援者と早くに出会うことができるかがポイントとなります。認知症カフェでは地域住民や専門職と早期につながり、適切な支援により、地域や在宅生活の安定につながることを目的としています。

(5) 活躍の場

認知症ご本人が参加することで、誰かの心の支えになれたり、カフェにはスタッフも必要になるためスタッフの一員と慣れたり、社会的な役割を持って活躍ができます。



3. 認知症カフェの立ち上げ

認知症カフェの運営方法や内容・名称は様々です。まず、カフェを行う会場やそこまでの交通手段、スタッフや参加者の人数を考えることから始めましょう。

(1) 運営主体

- ・住民主体、医療関係者や福祉関係者
- ・民間企業、NPO 法人

様々な形態が考えられますが、いろいろな人のつながり、多面的・総合的な支援ができる体制が望めます。スタッフは、認知症サポーター養成講座を受講された方が望ましいです。

(2) 会場

- ・社会福祉法人や医療法人が運営している建物、デイサービスなどの事業所
- ・地域の喫茶店の一角
- ・公民館や集会所など
- ・その他

地域の中にあり、地域の方が気軽に立ち寄れる場所で、継続して参加してもらいやすいように、基本、同じ場所での開催が望めます。

(5人以上集まれるスペースがあることが理想です)

(3) 開催日時

開催頻度は、月に1回程度の実施が望めますが、2～3か月に1回等、無理のない範囲での開催が理想です。(負担なく継続して実施できることが理想です)。

(4) 参加費

あまり費用をかけずに運営することが基本です。飲み物やお菓子代などは実費負担をお願いしましょう。100円～500円程度の参加費を頂いて飲食物を提供するところも多くなってきました。

(5) 約束事の作成

参加者やボランティアが安心して参加できるよう、お互いが個人情報やカフェで話した内容を決して漏らさず、守るための約束事を作成し、周知しましょう。

受付表への記載やカードを作成すると説明をしやすく、分かりやすいです。

4. 認知症カフェの内容

主催者の思いを具体的にし、カフェで何をしたいか明確にすることが大切です。喫茶店やカフェなどでどのように過ごすのも自由です。定期的にイベントを開催するカフェも多いです。

カフェでは、介護保険のサービスとは違い何時に来て、何時に帰っても良いので、相談者がいつ来られてもお迎えできるような体制を整えていくことが大切です。

【認知症カフェのタイプ】

○ゆっくりお茶を楽しむタイプ

特別なプログラムを行わず、お茶を飲みながらゆったりお話ができる。
家族同士や地域住民、専門職との気軽に話ができる。

○集団の活動などを取り入れるタイプ

レクリエーションを行い、季節のイベントを楽しみながら交流できる。
講師を招くなど参加者の関心が高い講座などを取り入れる。専門職からの情報提供を取り入れることで、認知症についての関心も増えます。

※過ごし方や運営の仕方について、参加者の意見を取り入れられるよう、参加者から意見をもらうこともお勧めです。



5. その他

(1) 保険について

任意ですが、ボランティア保険などがあります。詳しくは、社会福祉協議会にご相談ください。

(2) カフェでの内容について

認知症に縛られる必要はありません。ただ、認知症の方、家族の方を迎え入れる内容であることが必要です。内容は、集まったメンバーでその都度決めていくことも可能です。

(3) 市役所への届出について

新たに立ち上げられる方は、清須市役所 高齢福祉課に申請をしてください。認知症カフェのぼり、パンフレットなどをお渡しします。

認知症カフェのことで困った時に、清須市地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と連携がとれます。また、希望があれば、介護予防ラインなどへの掲載ができます。

(4) 専門職の支援について

認知症の相談業務に従事した経験のある専門職を配置することが望ましいですが、市で登録されたカフェには定期的に認知症支援推進員が出向き支援を行います。

【お問い合わせ先】

○清須市地域包括支援センター（清洲総合福祉センター内）

住所 清須市一場古城604番地15

電話 (052) 409-9010

○清須市地域包括支援センターさわやか（にしびさわやかプラザ内）

住所 清須市西枇杷島町住吉1番地1

電話 (052) 509-2270

○清須市役所 健康福祉部高齢福祉課

住所 清須市須ヶ口1238番地

電話 (052) 400-2965

